

協立電機株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は協立電機株式会社と称し、英文ではKYORITSU ELECTRIC CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 計測と制御に関する機器、情報処理装置並びにこれらに関するシステムの製造並びに販売
- (2) 船舶、車両、航空機、宇宙機器等の運搬機器に装備する各種機器並びに自動制御システムの製造並びに販売
- (3) 映像、音響関連機器並びにそのシステムの製造並びに販売
- (4) 前各号記載製品の設計、工事施行、保守、修理、リース、レンタル及びそれ等のコンサルタント業務
- (5) 建築物の設計及び工事監理
- (6) 土木・建設工事に関する設計及び施工
- (7) 空調設備工事、給排水設備工事、衛生設備工事、消火栓設備工事、厨房設備工事、換気設備工事の設計・施工・監督・メンテナンス並びに請負
- (8) 総合警備保障業
- (9) 労働者派遣事業
- (10) 損害保険代理店業務
- (11) 不動産の管理及び運営
- (12) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を静岡県静岡市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利)

第9条 当社の株主はその有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式または新株予約権に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合随時、これを招集する。

(基準日)

第14条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、必要がある時は、取締役会の決議によってあらかじめ公告をして、臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた手順に従い、他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議)

第18条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会で選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集手続)

第 24 条 取締役会を招集するには会日から 5 日前までに各取締役及び各監査役に対しその通知を発しなければならない。但し、緊急に招集の必要ある時は、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意がある時は、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた手順に従い他の取締役がこれに当る。

(取締役会の決議等)

第 26 条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

② 前項の規程にかかわらず、会社法第 370 条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 29 条 監査役は、株主総会で選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

③ 補欠監査役の予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第 32 条 監査役会を招集する時は、会日から 5 日前までにその通知を発しなければならない。但し、緊急の招集の必要ある時は、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意がある時は、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は株主総会で選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は毎年7月1日より翌年6月30日までの1年とする。

(期末配当金)

第38条 当会社は株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れる。

② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息はつけない。

昭和34年	2月11日	制定	昭和41年	12月1日	改定
昭和53年	8月31日	改定	昭和58年	6月1日	改定
平成5年	9月20日	改定	平成6年	5月18日	改定
平成6年	8月29日	改定	平成9年	8月29日	改定
平成10年	9月25日	改定	平成14年	9月26日	改定
平成15年	9月26日	改定	平成16年	9月28日	改定
平成17年	9月28日	改定	平成18年	9月28日	改定
平成20年	9月26日	改定	平成21年	9月25日	改定
平成29年	9月27日	改定	令和3年	9月28日	改定
令和4年	9月27日	改定	令和7年	7月1日	改定